

## 第12回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年6月24日(木) 10:00～12:00

場 所 コンパルホール 3階 多目的ホール

出席者

【委員】

宇野 稔、野尻 哲雄、島岡 成治、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、  
園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、  
古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、  
日小田 良二、安部 剛祐、永松 弘基、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、  
小出 祐二、足立 稔、村田 英明  
の各委員(計28名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、  
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、  
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、  
財政課専門員 橋本 陽嗣、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、  
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、  
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

1名

次 第

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
  - (1)(仮称)大分市自治基本条例(部会案)について
  - (2)その他(今後の進め方)

< 第12回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

皆様こんにちは。

ただ今より、第12回大分市自治基本条例検討委員会を開会させていただきます。

本日は、これまで各部会におきまして、ご検討いただきました条例案につきまして、現時点での全体像をお示しさせていただきたいと考えております。条例案の作成につきましては、条例の総論部分、特にこの条例は前文を設けることとしておりますが、この前文を始め目的規定や定義規定をしっかりとしたものにした上で、各論部分を規定する必要がございます。後ほど事務局の方から、現時点での条例案の課題等につきまして説明をさせていただきますが、全体的なバランス等にもご配慮いただきながら、ご意見をいただければと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

皆様方おはようございます。

今日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

見たところ席はまだ空いているところがございますけど、遅れてお見えになる委員さんもおられるようでございますので、早速内容に入らせていただきたいと思っている次第でございます。

予め皆様方のお手元に資料を配布させていただいております。

(資料1)ともう一つは(参考)というのがございまして、この(参考)というのをご覧になっていただいたときに、「もう基本条例は出来たのかな」というような思いを持たれた委員さんもいるかもしれませんが、これはあくまでも「例えばこんなイメージになるのでしょうか」ということで、何の他意もございません。例えばということで、(資料1)がかなり長いものですから、コンパクトにまとめるとこのようになるのかなということで、内容については、まだ何の固まりもございません。

今日はですね、部会で議論をしていただいてまいりまして、久方振りの全体会でございます。この全体会の意義はですね、部会の守備範囲を超えて他部会への議論の中にご発言をいただくということで、全体の意思統一を図っていただければと思っております。

最も理想的な進め方は、委員全員が全ての部会の内容について全体討議を進めてまいるのが一番理想的な形かとは思いますが、現実論としまして、なかなか難しい、意見が出にくい、まとまりにくいというようなことがございますので、便宜的に部会というものを作ってやってきておるわけでございます。そういう意味合いで、本来の全体会議を今日開催いたしますので、お目通しいただいた内容でご意見がたくさんあるかと思っております。存分に出していただいてですね、そしてまた調整できればと思っております。

席が部会ごとになっておりますのは、全体会でもご意見を述べていただきますけど、部会でもご討議いただいて、更に全体にそのご意見を出していただくというような工夫をして、可能な限り委員の皆様方のご意見をたくさん

事務局

ご紹介いただければと思っている次第でございます。

そういうことで、今日は極めて重要な会議として位置付けられるかと思えます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、司会進行役を承っておりますので、はじめに（資料１）の説明をですね、事務局の方からしていただけるでしょうか。

それでは、事務局からご説明させていただきます。

本日の資料につきましては、事前に配布をさせていただいております。検討委員の皆様には、お忙しい中とは存じますが、ご一読をいただいているものと思いますので、（資料１）右端の課題等の欄を中心にご説明させていただきます。

まず１ページをご覧ください。

この資料は、本検討委員会の各部会でご検討いただきました条文案及びその考え方等に基づきまして、他都市の条例を参考にしながら、順番に並べ作成したものでございます。

左から、担当部会名、右に、部会ごとにご検討いただいた条文案、次に、条文案の考え方を部会でのご意見や他都市の逐条解説などを参考に事務局なりに作成したものを載せております。

そして、一番右側に、今回一覧に並べたことで気がついた事務局なりの課題等を記載しております。

それでは、最初に目次の項目の課題として、「各章の順番は、これで良いか。」ということですが、基本的に他都市の例にならって条例の構成をこのようにしましたが、第６章から第８章につきましては、市政運営部会から別章立てにした方が良いのではないかというご意見でありましたので、取り敢えず条例の後段に位置付けています。第９章につきましては、部会に属さない最高規範性について、事務局案として最後のページにお示しさせていただきましたが、順番としては、これも他都市の例にならって最後の章としています。

並び順はこういう形で良いか、ご検討いただければと思います。

次に、「各章の名称は、これで良いか。」ということですが、「目的」や「基本理念」、「基本原則」、「定義」など、理念的な部分は一般的な条例にならって「総則」とした他は、基本的に部会の名称を章のタイトルとしております。

ただ、「市民参加・まちづくり」につきましては、条文の内容が「市民参画」となっておりましたので、ここでは「市民参画及びまちづくり」とさせていただきます。

また、第６章から第８章の名称は、市政運営部会の条例案を参考に全体の表記にあわせたものとしております。

第９章は、最高規範性とする都市もございしますが、本市における条例の位置付けを謳ったことから「条例の位置付け」とさせていただいております。

次に、理念部会でご検討いただきました、（目的）の欄の課題等ですが、「自治とまちづくりの使い分けをどうするか。」ということをお挙げております。

これは、この項目だけでなく条例全体を見渡したときに「自治」と「まちづくり」という言葉が、同じようなニュアンスで使われており混在しているのではないかと考えております。

例えば(目的)では、一行目に「自治の基本理念」となっておりますが、次のページの第3条(基本理念)では、「まちづくりの基本理念」となっております。

ということで、参考に「自治」という言葉を赤で、「まちづくり」を緑色で色付けしておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、2ページの(定義)でございますが、「自治又はまちづくりの定義をするか。あるいは、逐条解説に記載することで説明するか。」としておりますが、これは、「自治」と「まちづくり」が仮にどちらかに統一できるものであれば、定義する必要はないと思いますが、混在させるものであれば、もしかしたら定義あるいは解説する必要があるのではないかと考えております。

(別紙1)をご覧くださいと思います。

「自治とまちづくりの定義について」ということで、左側に「定義をする場合の他都市の例」と「一般的な用語の意味」、右側に「定義をした場合のメリット」と「定義をした場合のデメリット」を記載しております。

特に、メリットとしては、お互い分かりにくかったりイメージが曖昧であったりする言葉の意味を定義することで、市民に分かりやすくイメージさせることができる反面、この言葉を定義とした場合に、この条文内で記載でき得る限りの説明では、その言葉の持つ意味の範囲をせばめる恐れがあったり、個別の条例でも使われている「自治」や「まちづくり」という言葉にも影響を与えかねないのではないかとデメリットもありうると事務局では考えております。参考になればと思ひまして資料を作成しております。

(資料1)の2ページ、定義の欄に戻っていただきまして、下段の「市、市長等又は執行機関の定義が必要であると思われる。」ということですが、これは、各条文において、主語となる部分が確定できていない箇所もございますので、特に「市は、」という主語を使う場合は、どの範囲を指すのか、また、いわゆる行政の「執行機関」という部分を「市長等」と言うのか「執行機関」と言うのか、このあたりの議論が必要ではないかなと思っております。

(別紙2)をご覧ください。

ここでは、部会案の中で現在使用している主語をもとに、その示すであろう範囲を図で表しておりますので、議論の際に参考になればと思っております。

(資料1)の2ページにお戻りいただいて、(基本理念)と(基本原則)のところでは、ここに記載されている理念及び原則の主旨と、これ以降の条文の内容がマッチしているかということですが、これは、専門的な課題にもなるかと思っておりますので、今後の議論において頭の片隅にでも置いておいていただければよろしいかなと思っております。

通常ですと、基本理念の実現のために基本原則に基づいて各項目が起こされるものと思われまますので、後の市民意見交換会に皆さんが出かけたときに、「この理念はここに生かされていますよ」というようなことがお答えできればよろしいのではないかと思います。

次に、3ページの(市民の責務)でございますが、先ほど申し上げましたように(基本理念)のところでは「まちづくりの基本理念」となっておりますが、ここでは「自治の基本理念」となっておりますので、語句の調整が必要

ではないかということでございます。

次に、(市の基本的役割)でございますが、まず、第7条第1項は、第4章市政運営の(市政運営の基本)第13条第1項と内容が同じものとなっております、第2項につきましては、同じく第13条の第2項と意味合いがほぼ同じものとなっていること、また、第14条の(総合計画)の項との関係性はどうかということを考える必要があること、更に第3項は、第26条第2項と内容がほぼ同じものとなっていることを記載しております。

この後の条文においても、同様に意味合いがダブっているような条文が見受けられますが、それぞれの章において、視点が違ったりする場合もございますので、場合によっては統合するような調整が必要なものもあると思えますし、あるいは、市民の視点からと行政の視点から見た内容の違いということで、双方の位置付けを把握した上で残す場合もあるかと思われます。ご検討の参考になればと思えます。

同じ考えで、以降につきましても、条文内容が重複または似通っているものにコメントしておりますので、ご検討いただければと思えます。

次に、4ページの(執行機関の責務)でございますが、ここで言う「執行機関」には、「市長」も含まれると思われますが、前ページの(市長の責務)との関係性はこれで良いかということを挙げております。

次に、第12条検討中としておりますが、(議会)に関する条文につきましては、前回の全体会におきまして、「議会基本条例に定めるところによる」というような一文を謳い込むことの確認がなされたところです。

しかしながら、その後の部会の議論におきまして、「最高規範として位置付けられる自治基本条例においては、議会基本条例の概要が分かるような規定を置いた方がバランスが良いのではないか。」とのご意見もございまして、議会選出の検討委員の皆様により、現在ご検討をいただいているところでございます。

次に、6ページをご覧ください。

下段になりますが、第5章市民参画及びまちづくりでございます。

この章では、主語となる部分が「市は」というふうになっておりますので、主語の確認が必要であろうということで、課題等の欄に記載させていただきました。今後検討されるものと思っております。

次に、8ページをご覧ください。

市政運営部会と書いているところの、第6章から第8章の3つの章についてでございますが、部会のご意向により市政運営の章から独立した形で別章立てとなっております。

他都市におきましても、こういった例はございますが、本市に置き換えて考えたときに、これで良いかということもございましたので、敢えて課題に挙げさせていただきました。

最後になりますが、部会に属さない事項といたしまして、事務局案を第9章条例の位置付けと附則に関する部分について記載させていただきました。

まず、第40条では、第1項で本条例が本市のまちづくりの最高規範であることを明記するとともに、市民、執行機関、議会の三者は、本条例を最大限に尊重しなければならないことを規定し、第2項では、総合計画をはじめ

とする各種計画の策定や条例、規則等を制定改廃する際には、本条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければならないことを規定しました。

次の附則につきましては、施行期日の定めや条例の見直しとしまして、本条例を時代に合ったものとするために条例の施行日から5年を超えない期間で、市民意見を聴いたうえで内容の検討を行い、その結果次第では見直しを行うことを規定しました。

第9章につきましては、いずれも他都市の条例を参考に、事務局が作成した案でございますので、検討委員皆様のご検討が必要であると考えております。

説明が長くなりましたが、(資料1)の説明は以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、事務局の方から各部会で議論されてきましたことをまとめていただいて、今後の課題となるような問題点の整理をしていただいたわけでございます。

そこで、先ほど私の方から申し上げましたように、各部会の議論は今日も途中でしていただくことになろうかと思うのですが、この段階で全体の眺めの中で「ここはどうなっているのか」とか、「これはこういうふうになるべきではないのか」とかというようなご意見をいただければと思います。

どこからでも結構でございますので、各部会における検討に入る前に、全体の中でご意見をいただければと思いますがいかがでございましょうか。

私としましては、例えば私の部会でございますが、議会基本条例が出来上がっているのは、言うまでもないのですが、それについて先ほど事務局の方からご説明がございまして、議会基本条例に任せるといような表現で良いのか、それともエッセンスをもう一回記載した方が良いのかというようなことで、これは特に議員の委員の皆様方にご議論いただいているところでございますが、議員の委員でない方もご意見をいただければと思います。

更には、最高法規性の記述について、また附則でですね、これはどういう条例になるか定かではございませんけども、確定した条例が将来的に変更する可能性を残すということで、5年以内にといいことも例えばということで書かれているようなことでございます。これは、各部会でも恐らく全く議論がなされていない部分かと思っておりますので、最高法規性については全体で確認がなされたところですけど、見直しにつきましてはまだほとんど議論ゼロというところでございます。

そういうようなものの他、いろいろございますかと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。どなたからでもどうぞ。

委員

事務局の方で大変な資料を作ってくださいまして、素案の素案ということでございます。ただ、素案と言いながらも、これからはこの素案に沿って議論をしていくということになるとですね、やはり方向なり考え方なりが一つの方向に向かっていかないと変わってしまうのかなと思っております。

そういう意味で、全体的な一つの流れ的な部分と他に何点が気になるところがございましたので、これを含めて今後部会の中で、あるいは全体の中で

議論をしていただければという形で言わせていただければと思っています。

まず一つは、最初の頃にお話をさせていただいたかと思うのですが、自治基本条例か自治体基本条例か、あるいは市政基本条例かという一つの考え方をまとめていただければというふうに考えております。と言うのは、市民から信託を受けているという解釈をどのように位置付けていくかということが重要ではないかという立場から、私なりの考え方を言わせていただければと思っています。

市民から信託された部分は「自治」なのか「市政」なのかということでありまして、市民からの信託とは市民の自由な活動である多様な主体によるまちづくり全般ではなく、まちづくりの一部を担うことであり、地方政府としての自治体のルールを定めるものであるというふうに考えられます。

まちづくりの全てを市が行うわけではなく、市民が直接担う部分もあることを明確にする必要があるのではないかと考えています。

市民が、市政を信託するという広義の信託関係と、市長と議員を市民が直接選挙で選ぶ行為を示す狭義の信託関係の二通りが考えられると思っています。

しかし、ここで自治体イコール市政かというところを考えなければならぬと考えております。

自治体は、法人格を持つ団体としての市のことであり、私たち議会の立場からすると自治体基本条例よりも市政基本条例の方が妥当であるのではないかとこのように考えております。

それから、条文の全体的な感想を私なりに言わせていただければ、一つは全体を通してですが、印象的には、総花的でいわゆる自治基本条例としての特徴があまり感じられないというふうに考えます。

二つ目ですけれども、特にその要因というのは「前文」の印象がそうさせているというふうに考えます。

前文には、歴史とか文化とか自然とか産業などが謳い込まれており、大分らしさを表現しているようですが、前文にこそ条例の制定の想いや意気込み、めざす方向がしっかりと謳われるべきではないでしょうか。

日本国憲法の前文にもこのようなことは書かれておりません。市政の憲法として位置付けるわけですから、必要がないというふうに考えております。

条例制定の要するに「目的」は何なのかということで、私なりに三つほど条例制定の「目的」をまとめてみました。

一つは、最高規範としての自治体憲法を制定すること。

二つ目に、自治行政権、自治立法権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすこと。

三つ目に、真の住民自治の確立と都市内分権、地域内分権の徹底検証。

これが自治基本条例のめざすところではないかなと私なりに考えているところがございます。

このようなことから、住民自治や地域自治の方向を明確に表現することが前文では必要ではないかと考えております。

現在、大分市には市民憲章というのがありまして、こういったものは市民憲章の中にちゃんと謳われているということでもありますから、それはそれで

良いのではないかなと思っところでございます。

それから、各条文で気になるところがいくつかありました。

いつも私が偏見と予断で言っているのではないと言われるのですが、要するに「協働」の考え方の部分で、それはそれで「定義」をすれば良いということで、一応私どもの部会では話がつきました。しかしこの部会案の全体を見るとですね、随所に「協働」という言葉が出てきます。協働条例ではないかというようなイメージもあるのですが、まず、2ページの第3条ですね。第3条の「基本理念」のところですが、ここに三つほど掲げております。最後に「協働のまちづくり」というのを掲げているわけでありまして、「協働」というのは手段であって目的ではないはずで、三番目にもし謳うとすれば、「真の住民自治の確立と自主自立のまちづくり」ではないかというふうに考えておるところであります。

それから、3ページですが、第6条第2項の括弧書きでしておりますが、考え方の中で、「第2項では子どもが健やかに育つ云々」ということで書かれておりますが、要は事務局の方も、今、「子どもに関する条例」を作っておられるから配慮してこういうふうに書いていただいたと思っておりますが、実際今のところ議会として2年かけて、今年の12月ぐらいには素案が出来上がって来年の3月議会ぐらいには、議会として「子どもに関する条例」を提案しようということではありますが、そことのすり合わせが必要ではないかと思っておりますのでよろしくおしいたいというふうに思っています。

それから、4ページの第11条の第3項ですけども、「職員は常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認められる云々」ということがありますが、ここの中の「不当」という言葉が使われているところが良く分からなかったのですが、何を持って不当とするのか、誰が不当と判断するのかということになるとですね、非常にこういう表現というのは不適切であると思っております。ですから、むしろ今、「不適切」と言ったように、表現的には「不当」というのではなくて、「不適切」というような表現に変えないと、非常にここは問題が出てくるのではないかと思っております。

それから、6ページの第26条のところですが、これは先ほど事務局が最後に説明された8ページの最高規範のところと関連しますが、最高規範とする法体系をきちんと最終的には構築するということが、この条例の目的ではないかなと思っておりますので、そういう文言が謳い込まれないと問題ではないかなと思っておりますので、それは最後の項のところでもた皆さんで議論をしていただければと思っております。

ただ、ここで気になるのは、「地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」ということになっております。ところが、考え方の中に、「条例制定権が拡充されたことにより、自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを述べています。」と、こういうふうに書いています。けども、よくよく考えてみると「地方自治の本旨に基づき」となっていますから、あくまでも基本は「地方自治の本旨」ということが前面に出てしまう。そうすると、「自主解释权」というのが出てこなくなるということで、非常にこの表現の部分が難しいと思うのですが、現実に政府の方では、「地域主権改革」の中で、義務付け枠付けの見直しをし

てですね、新たな「地方分権一括法」が制定されようとしています。その中で、条例制定権の拡大は避けて通れないという立場から考えれば、こういう表現ではなくて、「地方自治の本旨を基本としながら、住民自治を進化させるために、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」というような文言が入らないと、意味が伝わってこないのではないかなということ、問題提起をさせていただければと思っております。

それから、7ページの第33条ですが、これも今、政府の方では、「住民投票法案」を作ろうということで、まだ具体的に提案はされていないのですが、そういった方向にかなり議論が傾いています。そういった動向も踏まえておく必要があるのではないかなということ、踏まえて議論していただければというふうに思っております。

それから、先ほど委員長の方から言われました議会の関係なのですが、先般9名の議員の検討委員で集まって議論をしまして、一応、確認した中身をお知らせしたいと思います。この中身については、「議会活性化検討会議」の中で一回審議をして、そこで決まれば「議会運営委員会」に諮って最終的に素案の素案という形で文言を出していきたいと考えております。

一応、9名のメンバーで確認した文言についてであります、読み上げさせていただきます。

議会の役割及び責務ということで、第12条、議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

第2項、議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

第3項、議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

第4項、議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

かなり広範囲にわたりましていろんな問題提起をしていただきました。

今日は、委員さんの個々のご意見に対して議論を展開しながら、一定の結論を導き出すというようなところまでは行かないかなと思っております。そういうことで、出来たら議論のかみ合いがなくて結構ですから、いろんな角度からですね、全体会議ゆえに言えるような内容をおっしゃっていただければと思います。個々の委員の皆様方の想いを述べていただければ、かえってそれが部会にとって良い意見になるのではないかなと思っております。どの範囲でも結構でございます。どうぞ積極的にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

部会長

今、委員さんからの発言の一番大きな課題は、前文に対する評価ではないかなと理解をいたしたわけですが、この前文をお作りになった理念部会さんの方で、この委員さんの意見をお聞きになった上での立ち位置を少

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>しばかりご説明いただければありがたいなと思いますが。</p>   |
| 委員長 | <p>はい、ありがとうございます。<br/>今、理念部会の方で、何かコメントをいただくことがございませうか。</p>  |
| 部会長 | <p>全体の構成はいろいろな考え方があると思いますが、私どもは一応こういう形を踏んだということで、先ほどご指摘をされた作る意図なりねらいについては、目的の欄に書いてあることが全てなのですが、前文というのはやはり市民に読んでいただきたい、そして共感してもらいたいという気持ちを込めて作ったというふうに見ていただければありがたい。以上です。</p>  |
| 委員長 | <p>はい、どうもありがとうございました。<br/>今の問題とかみ合わなくて結構ですから、いろんな方面からご意見をいただければと思いますけどいかがでしょうか。</p>   |
| 委員  | <p>用語の定義が良く分からないので、教えていただきたいというか、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。<br/>一つは、まちづくりというのは誰が何をどのようにするのだろうか、協働についても同じです。<br/>市民主権といったときに、従来だと選挙にちゃんと行って、議会にお願いをして していただくということが、市民主権で国との関係において、市民の主権というものを確立していくということを目指しているのかとか、私ども市民にとっては、法律家でもないの、定義が良く分かってないものがたくさん前文の中にもあるなというふうに思いますので、前文を作った方並びに議員さんから教えていただけたらと思います。</p> |
| 委員長 | <p>はい、ありがとうございました。<br/>理念部会の方でコメントがございましたらお願いいたします。</p>   |
| 部会長 | <p>何かもう少し、こういう点で意味不明瞭だから語句を入れたら良いのではないかとということでしたら検討いたしたいと思いますが、皆さんいろいろそれぞれにご意見がございませうので、それも大事だなというふうなことで今のところは感じていますが、もう少し具体的に指摘していただければありがたいです。</p>  |
| 委員長 | <p>はい、ありがとうございます。どうぞ。</p>   |
| 委員  | <p>最初にですね、(仮称)大分市自治基本条例とありますが、これは、例えば大分県議会基本条例とか市議会基本条例とか自治でなくて、自治とまちづくりが混同するということも言われておりましたけども、前も一度言ったことがあるのですが、「大分市市民自治基本条例」とか、あるいは「大分市 基本条例」という形で、「市民」という言葉を入れられないのかなということ、あるいはその中に括弧して、「まちづくり」というような形にしたらどうか。</p>   |

それから、前文の件ですが、個人的な一つの考えだけかも知れませんが、最高規範であるということであれば、最後ではなくて最初に謳っておくべきではないかと私は思います。

それと、具体的に言ってほしいということですので、第3段落と第4段落はまとめた方がよいのではないかと思います。まとめられるのではないかとというような気がします。

それと、まちづくりの中でも人づくりがかなり基本的なことだと思うので、人づくりとまちづくりという文も前文に欲しいなと、部分的には下の方に出ていますが、前文の中に歴史的な背景と豊かなまちというのは分かるのですが、そこらにもう少し具体化したものが欲しいなと思います。いくつかありますが、この二点を参考までに個人的な意見ですがよろしく願います。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、今日は席の設定が部会ごとになっております。全体会でなかなか意見が出しにくい部分もあるかもしれないということで、部会に分かれてご議論をいただくことはどうだろうかと思っている次第でございます。

更に、部会でこういうのはどうだろうかというご意見も全体会議の中で出てくるのではなかろうかと予想しておりまして、そういったことに対しまして、このようなことは自分の部会に対する意見だけど、では我々はどう考えますかねというようなご議論もしていただければと思っております。

決してこの場で全て対応していただくということを考えているわけではございませんので、そういうことも議論していただければということでございます。

そういうことで、これから20分ぐらい、各部会で全体の流れを今日始めて我々が目にすることが出来ましたので、その中でいろんなご意見をいただいて、部会のまとめ役を部会長さんにしていただければ幸いかと思いますけど、部会が出た意見をですね、その後、全体の会議をまたしますので、そのときにご紹介をしていただければ、更にまたいろんな多方面のご意見が皆様方にご紹介されるのではないかと考えている次第でございます。

くどういようですけど、全体の流れが例えばという形で始めて今日出てまいりましたので、そこで存分ですね、皆様のご意見を賜りたいと、そしてお互いにこれからのステップを踏むための参考にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、部会に分かれましてご議論をいただければと思います。部会長さんよろしくお願いいたします。大体20分ぐらいでいかがかなと思っております。

(部会ごとに検討)

委員長

それでは、各部会で活発なご議論をいただいているような感触を持っております。各部会で、相当真剣なご議論を今までしておられますことも十分存じ上げているわけですが、今日は、全体にわたるご議論の展開とい

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>うことになっておりますので、自分たちも真剣考えたのにそういう意見があるのかということもあるかも知れませんが、その辺は、本来は全体会議でご議論を戦わす内容でございますので、ご意見を各部会におかれましてお聞きいただきまして、また、更なる発展をしていただければと思う次第でございます。</p> <p>時間の関係もございますので、意見をおっしゃっておられた委員さん、個々に全体で述べていただくこともあるのですが、部会長さんにまとめていただいて、「自分の部会ではこういう意見でした、こういう意見が主流でした」というような雰囲気をお伝えいただければと思います。</p> <p>順番にはこだわりがございませんけども、理念部会さんからお願いしたいと思っております。お願いします。</p> <p>理念部会では、今までの部会内の討議を踏まえて、ここで意見交換をしたのですが、基本的には、我々が今提出しているもので良いのではないかとということでございます。</p> <p>基本的に大事にしないといけないなと我々が思ってきたのは、出来るだけやさしい言葉で、出来るだけ大勢の市民に読んで分かってもらって、やる気を起こしていただくというような文章が大事ではないかと思って議論してきました。</p> <p>ですから、そういう意味では従来の一般的な条例の文章とは一味違ったものをめざしてきたということで、その点で皆さん方に一つ理解をしていただきたいということと、全体を通じて他の部会の方でもそれに合った形のやさしい表現というものに出来るだけ心がけていくというようなことで、ご参考いただけるとありがたいなというふうに思っております。以上です。</p> |
| 部会長 | <p>理念部会では、今までの部会内の討議を踏まえて、ここで意見交換をしたのですが、基本的には、我々が今提出しているもので良いのではないかとということでございます。</p> <p>基本的に大事にしないといけないなと我々が思ってきたのは、出来るだけやさしい言葉で、出来るだけ大勢の市民に読んで分かってもらって、やる気を起こしていただくというような文章が大事ではないかと思って議論してきました。</p> <p>ですから、そういう意味では従来の一般的な条例の文章とは一味違ったものをめざしてきたということで、その点で皆さん方に一つ理解をしていただきたいということと、全体を通じて他の部会の方でもそれに合った形のやさしい表現というものに出来るだけ心がけていくというようなことで、ご参考いただけるとありがたいなというふうに思っております。以上です。</p>  |
| 委員長 | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、市民部会さんお願いします。</p>  |
| 部会長 | <p>市民部会では、全体的に条文を見たときに文章としては総花的でということで、いろんな意見も出たのですが、やはり夢を語って欲しいということで、大分市が今後どういう方法で進んでいくのか、地方分権一括法が施行されてどんどん形態が変わっていく中で、大分市がどういうまちづくりをしていくのか、どういう方向に進んでいくのかという夢を語る部分が、前文の中に出てきて欲しいし、各項目の第1項の中に出てきて欲しいなという意見がありました。</p> <p>それから、今問題になっている環境とか少子高齢化とか、そういう議論を掘り下げていく中で、そういうものを踏まえた形でそれを克服する夢というものを条文の中に入れていただくと良いなという意見も出ておりますし、それから、具体例として職員の責務という部分の第11条を見ていただきたいのですが、1項、2項、3項とありますが、これはまさにその通りで、その通りですけど、今までもこうであったし、これからもこうなのかと、これで良いのかなという気がします。</p> <p>いわゆる協働の部分から言えば、職員が地域にもっと出て行く、地域に根</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| <p>委員長</p> | <p>ざすということを考えたときに、地域との関係を謳いこむ必要があるのではなからうかと、もっと職員が地域との協働のまちづくりに出て行くべきではなからうか、それがいわゆる新しい取組というか、新しい方向性につながっていくのではないのかなと思います。</p> <p>だから、それぞれの条文の最初の方にそれぞれ夢を語る部分があっても良いのではなからうか。そうでないとこれから意見交換会で市民に提起していくときに、「条文的には総花的で非常に良くまとまっているけど、それで？」というような意見が出たときにどなたが説明できるのかな、難しいなというような想いもしているところでございます。以上です。</p> <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、執行機関・議会部会は私が司会をさせていただきましたので、私の方から報告させていただきます。</p> <p>この部会ではですね、前文についてかなり関心が集まっております、前文については、この自治基本条例の本質と言いますか、こういうことを実現するためにこの条例を作ったんだというようなことを、直ちに分かるような部分を出していただければ、そこが頭となって、後の各条文についてもまとまりが出てくるのではなからうかということで、前文については、各部会においてもう一度議論をしていってもよろしいのではないだろうかというようなご発言がありました。</p> <p>それから、言葉の定義をかつちりしていくべきではないか。</p> <p>「自治」という言葉は、かくかくしかじかであるということから、その意味合いで「自治」なんだということの確認を取りながら、条文構成ができていくというようなことが、必要ではなからうかということ。</p> <p>それからもう一つ懸念されることは、一般市民にとって義務もあるんですよ、権利ばかりではございませんで、義務も当然伴うものですよというようなことも、十分に条文の先頭の部分でお分かりいただけるような内容の示し方もあってよろしいのではないかというようなご発言がございました。</p> <p>特に繰り返しになりますけど、前文につきまして理念部会で示されている前文の一つのあり方もご尊重申し上げつつも、もう少しこの条例はこういうことなんだと、こういうことを実現するためにするんだということが出てくるとよろしいのではないかというご意見でございました。</p> <p>続きまして、市政運営部会お願いします。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>市政運営部会では、申し訳ないのですが、全体的なことというよりも、こちらで担当していることに対して、全体の中からの意見が少ないなということでした。と言うのは、市政運営部会の進め方に問題があったのかも知れませんが、あるいは、今日全体を見ていただいて総花的だということになっている原因の一つを作っているのかも知れないのですが、具体的な市政運営に関する条文の中で洩れがないようにということをお考えしました。</p> <p>洩れがないようにということで、体裁にして可能なものと言いますか、載せた方がよいのではないかというものを、全て出して皆さんにお諮りした上で、ご意見を伺って、削除するなら削除していくというようなことで、市政</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>運営部会の条項から独立したものまで、少しご提案させていただいているということになっております。</p> <p>特に、執行機関・議会のところと重複している内容があるということに関しては、部会の方で少し整理が出来るのかなということを考えております。</p> <p>もう一つ、市民参画及びまちづくりの中に、同じような内容がというところがいくつかありますが、これはもしかしたら、内容の見方が少し違うかもしれないから、改めて整理していくというようなことをしましょうという話になりました。</p> <p>それと同時に、市政運営部会を越えたところで、最後の8ページの第37条から第39条に当たるのですが、こういうことが、自治基本条例とかあるいは考え得る範囲の中で、あるのではないかということで、3章ほど独立したものを提案させていただいております。これに関しては、本当に必要なかどうかという意見を忌憚なくお寄せいただいて、私どもの部会で最後までするのかどうかということとは分からないのですが、方向性を決めていただけたらというふうに考えております。</p> <p>その辺につきましては、是非ご意見をお寄せいただければというふうに考えております。以上です。</p>   |
| 委員長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>最後になりましたが、市民参加・まちづくり部会さんお願いします。</p>   |
| 部会長 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>全員の意見を一人ひとり伺ったわけですが、特に中心の議論は「前文」についての考え方ということでございました。</p> <p>全体として、この「前文」に対する考えが、文章そのものは非常に格調が高く、よろしいということでございますが、この条例が何を一体規定をしているのか、期待をしているのかということが、「前文」の中に是非欲しいという意見が非常に出たわけでございます。</p> <p>つまり、我々は今から市民主権のまちづくりをしていくわけですが、そのまちづくりに求められている点、目的性と言いますか、そういうふうな部分がこの「前文」の中に見えないのが少し残念だなと、この「前文」のやや縮小した形で、そういった部分を追加していくと、よりの確な表現になるのではないかなということでございます。</p> <p>「前文」は、他の条文は見なくても、必ず市民が目を通す部分であろうといったことから、やはりこの条例の持つ意味付けについて、ここでしっかりと記述をした方がよろしいのではないかという意見でございました。</p> <p>大変ご苦労なさって考えられた理念部会さんのこの「前文」は、本当に格調が高く、お一人の意見の中にはこの表記のままで良いのではないかというご意見もあったわけですが、最終的な部会の集約としましては、今申し上げたようなことでございます。以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>はい、どうもありがとうございました。</p> <p>全体の部会のご意見をご紹介いただいたところでございます。</p>   |

さてそこで、今日はこれから出された内容につきまして、どうするかこうするかというようなところまでは時間がございません。そこでこれからの段取りの提案でございますが、今日全体会で出されました意見を踏まえまして、もう一度各部会で更にお詰めをいただけたらいかかと思うわけでございます。

そして、場合によっては二回三回という必要性も出てくる部会もあるかも知れませんが、場合によっては、うちの部会は今日の段階で更に詰める必要はないということもあるかも知れませんが。この辺は、各部会のご判断で結構かと思っておりますので、そういう部会のステップを踏んで、期間的には7月の末ぐらいに、8月になる前にもう一度、そこでの議論を持ち寄りまして全体会で討議をしてみたらどうかと思う次第でございます。

今日のところ、お話を聞かせていただきまして、一つの大きな問題、論点と言いますか、というものの一つに「前文」のあり方に対する意見が、形を変えているようなご紹介があったかと思っております。そういう意味で、理念部会さんにおかれましては、その点のご議論を展開していただければ幸いかと思っております。

後は、部会ごとに事務局が整理していただいていることもございますので、そうした内容も出来るだけ、詰められる部分だけ詰めていただくということでいかかかと思う次第でございます。

先走って恐縮なのですが、7月の末までに開催する次回の全体会の日程調整につきましては、後日、事務局の方から委員の皆様方に伺いをしまして、アンケートをとらせていただいて、最大公約数の最も多くの方々に参加出来易い日程を設定させていただくというようなことで、今日のところは特に日程調整までまいりませんが、まず部会の設定をしていただければと思っておりますが、今後の流れとしていかかでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今日部会の設定をしていただきますと、次のステップが踏みやすいと思っております。各部長さんよろしく申し上げます。

(日程調整中)

委員長

各部会で、段取りがほぼ出来上がったようでございます。

そういうことで、各部会でまたご討議をいただきたいと思っております。

7月の末、8月になる前に再度次回全体会議を開催したいと思っております。

そこで、部長さんにはこの後残っていただきまして、部長会議をしまして、段取りの良い部会が開催できますように、部長レベルでも意見交換をしてみたいと思っております。

そういうことで、是非とも部会の開催、そして、次回全体会議のご出席をお願い申し上げます。本日はお開きとさせていただきます。どうもありがとうございました。